

退職金運用プラン年金ぷらす

令和3年5月17日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 (M型もしくは大口定期預金) 愛称: 退職金運用プラン年金ぷらす					
2. 販売対象	・退職金のお受け取りから1年以内の個人の方を対象とします。さらに、当金庫にて公的年金をお受け取りの方、お受け取りを開始する方、またはお受け取りに期間がある場合には、「年金振込予約書」の提出ができる方を対象とする。 ・当金庫の会員資格を有する方に限ります。(※「当金庫の会員資格を有する方」とは、当金庫の地区内に住所または居所を有する方、勤労に従事する方を指します)					
3. 期間	・1年もの					
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 自動継続 (元金継続、元利金継続) のみ ・100万円以上、退職金お受け取り金額まで (お取扱いは、1店舗に限らせていただきます) ・1円単位					
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。					
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 100万円以上、1,000万円未満まで 【1年もの】年0.15% (税引後 年0.119%) 1,000万円以上、退職金お受け取り金額まで 【1年もの】年0.20% (税引後 年0.159%) ※上記金利は当初期間 (初回満期日まで) の適用とします。継続書替日以降は店頭表示のスーパー定期もしくは大口定期預金の金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算					
7. 税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優の場合は除きます) ※2037年までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。					
8. 手数料	—					
9. 付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。					
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">預入期間</td> <td style="width: 25%;">6ヶ月未満</td> <td style="width: 25%;">解約日の普通預金利率</td> <td style="width: 25%;">6ヶ月以上1年未満</td> <td style="width: 25%;">約定利率×50%</td> </tr> </table> (注) 小数点第4位以下切り捨て	預入期間	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%
預入期間	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%		
11. ご確認させていただく書類	・お申込時に①「退職所得の源泉徴収票」や「退職金支給明細書」など退職金のお受け取りを証明する書類および②「退職金お受け取り口座の退職金ご入金を確認できる資料」をご提示いただきます。 ※当金庫に退職金が振込入金された方は①および②を除きます。また退職者として新聞掲載された方は①を除きます。 ※「退職金運用プラン年金ぷらす」のお申込みの場合は、公的年金のお受け取りの手続き、お受け取りの開始を確認できる資料、またはお受け取りに時間がかかる場合には、「年金振込予約書」の提出ができる方。					
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部 (9時~17時、電話: 0278-23-4511) にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話: 03-3581-2249) の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会 (電話: 048-710-5666)、が設置運営する示談あっせん・仲裁センター、群馬弁護士会 (電話: 027-234-9321) が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所 (9~17時、電話: 03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所 (9~17時、電話: 03-5524-5671) にお申し出ください。					
13. その他 参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・取扱期間は、窓口へご照会ください。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が保護されます)					



利根郡信用金庫